

民法(債権関係)の改正に 関する中間試案に対する意見

〈重要論点説明資料〉

- 「第10 債務不履行による損害賠償」－ 9 金銭債務の特則
- 「第17 保証債務」－ 6 保証人保護の方策の拡充
 - (1) 個人保証の制限
 - (2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務
 - (4) その他の方策(比例原則)
- 「第18 債権譲渡」－ 1 債権の譲渡性とその制限
2 対抗要件制度
- 「第30 約款」
- 「第35 売買」－ 9 競売における買受人の権利の特則
- 「第43 寄託」－ 11 消費寄託

2013年6月



一般社団法人
全国銀行協会

1. 「第10 債務不履行による損害賠償」— 9 金銭債務の特則

□ 金銭債務について利息超過賠償および不可抗力免責を認めるべきではなく、現行の規律を維持すべきである。

【中間試案の提案】

■ 債権者に対して、民法419条1項所定の額を超える損害の賠償(利息超過賠償)請求を認める。

■ 民法419条3項を削除＝不可抗力免責を認める。

実務上の問題

- 相続預金において相続人・相続分が不明確であるため、払戻しを停止していた場合等に、速やかに払戻しがされなかったため、取引機会を喪失したとして、利息超過損害の賠償請求が行われる懸念がある。
- 利息超過損害については、その損害の有無について反証困難な場合もあり、濫用的な請求や、紛争の長期化が懸念される。

- 不可抗力の範囲が極めて限定的に解釈されることを明確にしないと、濫用的な不可抗力の主張がなされる懸念がある。
- 判断基準を判例により蓄積できるか疑問である。

2. 「第17 保証債務」— 6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

- 事業性融資における「第三者保証を限定的にする」という方向性に異論はないものの、現行の監督指針よりも範囲を制限することで、企業の資金調達に支障が生じることがないよう配慮すべきである。

【中間試案の提案】

- [いわゆる経営者]保証を除き、個人保証を原則無効とするかどうかについて、引き続き検討。

現在の実務

- 現在の実務では、以下の例外を除き、原則、第三者の保証を求めている。

< 監督指針における第三者保証の例外 >

- 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者。
- 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- 当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（協力者等が自発的に申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る）。

現在の実務を踏まえ
バランスのとれた規律とする
必要性有り

金融機関の保証を受ける範囲が狭まり、中小企業者等の円滑な資金調達に支障が生じないよう配慮が必要

3. 「第17 保証債務」— 6 保証人保護の方策の拡充 (2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

- 説明義務違反の効果については、取消しではなく、過失相殺的処理を可能とすべきである。
- 主たる債務者の[信用状況]については説明義務を課すべきではなく、仮に課すとしても債権者が確実に履行可能な範囲での情報提供義務に留めるべきである。

【中間試案の提案】

- 債権者が保証人に対して、契約締結時に以下の説明義務を怠った場合は、保証人は保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討。
 - ① 債務者が履行しないときに履行責任を負うこと。
 - ② 連帯保証の場合には、検索・催告の抗弁および分別の利益を有しないこと。
 - ③ 主たる債務の内容(元本額、利息・損害金の内容、条件、期限の定め等)。
 - ④ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合には、主たる債務者の[信用状況]。

実務上の問題

- [信用状況]に債務者の資産状況や財産状態が含まれるすると、債権者がそれらの情報を正確に把握することが困難なケースもある。
- [信用状況]に債権者による債務者の返済能力の評価が含まれるのであれば、銀行の営業上の秘密でもあり開示は困難。
- 仮に債権者に何らかの義務を課すとしても、その内容は、説明義務ではなく、債権者が保有する情報の提供義務としたうえで、債権者の主観や評価が入らない客観的な事項に限定されなければ対応は困難。

4. 「第17 保証債務」－ 6 保証人保護の方策の拡充 (4) その他の方策(比例原則)

□ 個人保証の責任制限の方策として保証の減免制度や比例原則を導入することに反対する。

【中間試案の提案】

- 個人保証人の責任制限の方策として、①裁判により保証人の支払能力等一切の事情を考慮して保証債務の額を減免する制度と、②裁判によらず、保証債務が保証人の財産・収入に比して過大な場合は、債権者は、保証人に対して過大な部分の履行を請求できないとする制度を設けるかどうかについて引き続き検討。

実務上の問題

- 裁判所による保証債務の減免や裁判によらない保証債務の履行の制限が認められると、保証の法的安定性が損なわれ、債務者の信用補完効果が減殺される。
- 保証人から保証債務の減免を求める訴訟が濫用的に提起されるおそれがある。
- 保証人の資産状況を調査する管財制度が存在しないため、保証人の主張の妥当性を判断することは金融機関・裁判所ともに困難。

事業者の円滑な資金調達に支障が生じる懸念がある

5. 「第18 債権譲渡」— 1 債権の譲渡性とその制限

- 預金債権の譲渡禁止特約の効力を制限する規律の導入は、銀行にとって預金実務に著しい混乱や負担を生じさせることになることから反対する(預金債権は特則を設け、現行の規律を維持すべきである)。
- 仮に本提案を採用するとしても譲渡人に法的倒産や当該債権の差押えが生じた際に譲受人に対抗できないとする規定は設けるべきではない。

【中間試案の提案】

- 譲渡禁止特約を譲渡制限特約と改め、相対的効力とする。
- ただし、譲受人が第三者対抗要件を備え、譲渡人に法的倒産や当該債権の差押えが生じた場合、対抗できない。

実務上の問題

- 預金の払戻しに当たって、「預金債権の譲渡の有無」、「預金名義人の倒産の有無」、「預金債権の差押の有無」を確認することは実務上対応は不可能。
- 譲受人は必ずしも当該銀行の取引先ではなく、預金取引開始時に銀行に求められている本人確認・マネロン対応が困難。不正利用に拍車をかけるおそれがある。

預金の払戻しにおいて過大な事務コストが生じ、現在の大量・迅速な払戻しに悪影響が生じかねない

6. 「第18 債権譲渡」- 2 対抗要件制度

□ 対抗要件制度については、現行の規律を維持すべきである。

【中間試案の提案】

【甲案】

- 金銭債権の対抗要件を登記に一元化。

【乙案】

- 現在の対抗要件から承諾を削除。

現在の実務

< 現行法の第三者対抗要件 >

〔民法〕

- ① 譲渡人から債務者への通知、② 債務者の承諾（通知・承諾は確定日付のある証書）

〔動産・債権譲渡登記特例法〕

- 金銭債権については登記を対抗要件とする（譲渡登記の日付が確定日付）

⇒ 通知・承諾・登記が並存

実務上の問題

- 債権譲渡登記制度は使い勝手が悪く、安価かつ簡便なインフラが構築されない限り、実務へ多大な負担になる。

- 承諾は、低コストで簡便な対抗要件具備方法として利用され、低コストでの資金調達や担保提供を可能にする点で譲渡人にもメリット。これを削除すると実務に障害。

7. 「第30 約款」

- 実務に配慮した定義・組入要件のもとで、約款の規律を設けることに異論はない。
- 内容規制(不意打ち条項・不当条項)とのセットでの検討には反対する。
- 約款の変更については、規定化を積極的に求めるが、その要件はより実務に配慮されたものとされるべきである。

【中間試案の提案】

- ① 約款の定義
 - 画一的に契約内容を定めることを目的とした、多数の相手方との契約締結を予定し準備される契約条項の総体。
- ② 約款の組入要件
 - 約款が契約となる条件として、「約款を用いることの合意」+「相手方の合理的行動による約款内容を知る機会の確保」。
- ③ 内容規制(不意打ち条項、不当条項規制)
 - 当該相手方が合理的に予測できない条項は無効。 ■ 一方当事者に過大に不利な条項は無効。
- ④ 約款の変更
 - 相手方の同意なく約款を変更できる条件を示す。

銀行界の立場

- 約款の定義に交渉および個別の合意が予定されている契約書のひな型が含まれていないこと等を明確にすべき。
- 組入要件は、「黙示の合意」が認められることを明確化し、約款が使用者以外から開示されている場合等にも契約内容となるよう要件設定をすべき。
- 不意打ち条項は、契約条項が不意打ち条項に当たるかどうかを個別当事者の事情等を勘案して判断するとなると、大量の相手方との法律関係を画一的に規定することを使用目的とする約款の目的に反する。また、約款に限定した不当条項を設ける必要性はない。
- 約款の変更は、規定化を求めるものの、現在の提案は解釈の幅が広いため、より実務に配慮した規定を求める。

8. 「第35 売買」— 9 競売における買受人の権利の特則

□ 競売において物の隠れた瑕疵の責任を債権者へ追及可能とする規律に反対する。

【中間試案の提案】

- 競売の対象となる目的物・権利に損傷等があった場合、買受人は債務者に対し、代金減額請求ができる。
- ただし、債務者が無資力であるときは、配当を受けた債権者に請求できる。

競売を申し立てられる債務者は通常、無資力である

実務上の問題

- 競売市場は、プロによる仕入れの市場として機能しており、物の瑕疵について買受人が危険負担することは不合理ではない。
- 売主ではない配当受領者が物の瑕疵について、責任を負担することは不合理であり、かつ、競売により資金を回収済みとして、他の担保や保証を解除することもあり、その後に代金減額請求をされると、金融機関の回収業務を著しく不安定となる。
- 債権者が瑕疵担保責任を負うことになり、融資の際の担保評価に慎重にならざるを得なくなり、その結果、金融の円滑化に支障が生じかねない。

9. 「第43 寄託」— 11 消費寄託

- 寄託物の返還に関する規定の準用に当たっては、定期預金に関する実務が維持されるよう、663条2項の準用に反対する。662条は現状を維持するか、任意規定であることを明確にすべきである。

【中間試案の提案】

消費寄託に寄託物の返還に関する規定(民法662条、663条)を準用する。

〔民法662条の準用〕

- 返還時期の定めがある場合でも、預金者はいつでも返還請求ができる。

〔民法663条2項の準用〕

- 返還時期の定めがある場合は、銀行は「やむを得ない事由」がなければ、期限前返還ができない。

実務上の問題

- 定期預金の商品設計に大きな影響を及ぼす懸念がある。

- 「やむを得ない事由」に信用不安時の相殺が含まれるか不明確。
- 定期預金の期限の利益は引き続き、銀行側に存在すると理解してよいか不明確。

現状維持か任意規定であることの明確化が必要

現行の消費貸借(591条)の準用を維持すべき